

特集2 所得税・市県民税の申告はお早めに

例年、会場は大変混み合います。時間・期日に余裕を持つてお越しください。

■次の場合は申告を主な例

- ①営業、農業などの事業所得がある
- ②家賃、地代などの所得がある
- ③給与のほかに所得がある
- ④2力所以上からの給与を受け取っている
- ⑤生命保険の満期や解約などによる所得がある
- ⑥株式などの配当所得がある
- ⑦所得税の源泉徴収をされていない日雇い賃金などを受け取っている
- ⑧土地、建物などの譲渡所得がある
- ⑨公的年金(厚生年金、国民年金、共済年金)などの所得があり、社会保険料などの控除を受ける
- ※遺族年金や障害者年金などを除く。
- ⑩確定申告することで所得税が還付される

■確定申告書の発送

昨年の状況に基づき、2月上旬に刈谷税務署から送付します。ただし、昨年、パソコンを利用して確定申告書を作成した人は申告書が送付されない場合があります。なお、申告書は、刈谷税務署・市市民税課・各支所・出張所でも配布します。

■申告に必要なもの

- ①申告書(事前に届いたものがある場合)
 - ②収入金額のわかるもの(源泉徴収票など)
 - ③国民年金保険料の控除証明書
 - ④生命保険・地震保険・損害保険の支払証明書
 - ⑤社会保険料(国民健康保険税など)の納付額証明
 - ⑥配偶者控除、配偶者特別控除を受ける場合で、配偶者に収入がある場合は、その所得金額のわかるもの(源泉徴収票など)
 - ⑦医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書
- ※事前に領収書の合計額を計算

しておいてください。保険などによる補てんがある場合は、その補てん額を分かるようにしてください。

- ⑧認め印
- ⑨昨年の申告書の控え
- ⑩所得税が還付になる場合は、還付先口座(申告者本人の名義の金融機関名、支店名、口座番号のわかるもの)
- ⑪上場株式などの配当などに係る配当所得を申告する場合は、配当金の支払通知書

■年金所得者所得税の確定申告手続きが簡素化

公的年金などの収入金額が40万円以下および年金以外の所得金額が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要です。ただし、市県民税の申告は必要で、医療費控除などによる所得税還付申告はできます。

■国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額証明

該当者へは、市から送付します。ただし、年金から引き落と

されている人は、源泉徴収票に記載があります。※国民年金控除証明書は、刈谷年金事務所(☎212159)で交付を受けてください。

●問い合わせ 国保年金課(☎712230)

■高齢者の障害者控除・おむつ代の医療費控除

65歳以上で要介護認定1～5の人は、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、障害者控除の対象となる場合があります。控除を受ける場合は、社会福祉事務所長からの障害者控除対象認定書の交付が必要になります。

おむつ代の医療費控除を申告するには、医師が発行したおむつ使用証明書と、おむつ代の領収書が必要です。

なお、要介護認定を受け、昨年申告した人は、市発行の確認書で使用証明書に代替できる場合があります。

●申請 介護保険証を持参し、社会福祉課へ。認定書、確認書は後日送付

■出張申告相談会場・安城市役所相談会場

左下表のとおりです。2月16日(木)29日(木)は、税理士も申告を受け付けます。

●出張会場・市役所での申告相談

受付で、職員が必要書類などを確認し、番号札を渡します。※確定申告書・市県民税申告書に全て記入している人は、投函箱に入れてください。その際、資料の添付(確定申告書の場合は、「添付書類台紙」に貼る)をし、確定申告書の控え(2枚目)を取ることを忘れないようにしてください。

●出張会場・市役所で受け付けできないもの

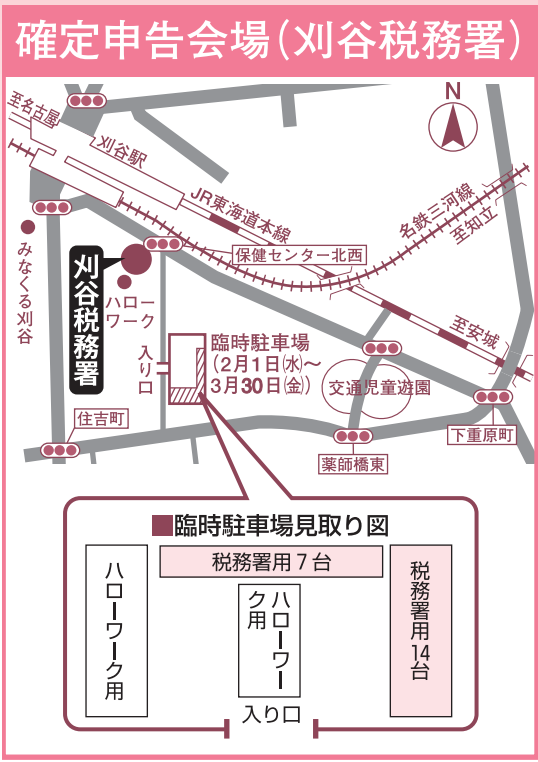
確定申告をする人で次の①～④に該当する場合、また、贈与税・相続税・消費税の申告、相続・贈与に係る生命保険契約等に基づく年金を申告する場合は、刈谷税務署へお出かけください

- ①営業所得、農業所得、不動産所得がある
- ②住宅借入金等特別控除を確定申告する
- ③土地、家屋、株式などの譲渡所得、先物取引による雑所得がある

- ④上場株式などの配当所得の課税について、申告分離課税を選択する
- 住宅借入金等特別控除の確定申告説明会
パソコンを利用して、申告書作成の仕方を説明します。
- とき 2月6日(月)～8日(水)午前9時～午後4時
- ところ 刈谷税務署
- 対象 住宅ローンなどを利用してマイホームの新築・購入をし、昨年入居した人
- 必要書類 ①住民票の写し ②家屋の登記事項証明書 ③請負契約書または売買契約書などで家屋の取得価額を明らかにする書類の写し ④交付を受ける補助金などの額を証する書類

⑤住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑥敷地などの登記事項証明書または敷地などの分譲に係る契約書の写し(敷地などの購入に係る住宅ローンなどについて適用を受ける場合) ⑦給与所得・公的年金などの源泉徴収票(原本)などで所得金額などの計算に必要な書類、各種控除の証明書・領収書など ⑧印鑑、筆記用具、計算用具、本人名義の金融機関の預貯金口座の分かるもの

※認定長期優良住宅や住宅取得等資金の贈与を受けた場合は、このほかにも必要な書類あり。詳しくは刈谷税務署へ問い合わせてください。



図▶ 刈谷税務署(☎216211)、市市民税課(☎712214)

申告はいつまで

■刈谷税務署会場

●期間 2月16日(木)～3月15日(木)午前9時～午後5時(土)(日)を除く。ただし、2月19日(日)・26日(日)は開設

※医療費控除・住宅借入金等特別控除などの還付申告は、1月4日から受け付けています。

■国税庁ウェブサイト

国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」でも、確定申告書を作成できます。

市内申告相談会場一覧

とき	対象地区	ところ
2月2日(木)	東端、城ヶ入、根崎	南部公民館
2月3日(金)	石井、和泉	
2月7日(火)	姫小川、小川、東、野寺、寺領、木戸、藤井	桜井福祉センター
2月8日(水)	堀内、川島、村高、桜井	
2月9日(木)	宇頭茶屋、浜屋、東栄、今本	北部公民館
2月10日(金)	里、橋目、柿碓、尾崎	
2月16日(木)～3月15日(木)(土)(日)を除く	市内全域	安城市役所

※いずれも午前9時～午後4時。対象地区以外の人でも申告相談の受け付けは可。税務署から申告書が届いていなくても可。